福井市告示第２９号

　福井市市税賦課徴収条例（昭和２５年福井市条例第３９号）第８条の２第１項の規定に基づき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する者に係るもので、その期限が令和６年１月１日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

　　令和６年２月５日

福井市長　西　行　　茂

|  |
| --- |
| 指定地域 |
| 富山県  石川県 |